

件名	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課
根拠法令等	障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領

【改正の概要】

国の平成23年度4次補正予算により、障害者自立支援対策臨時特例交付金の積増し及び同交付金により行う事業の実施期限の1年延長が予定されていることに伴い、基金の設置期間を延長するための改正。

附則第2項の改正

この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

↓  
平成25年3月31日（1年延長）

施行日 公布日

【その他参考事項】

基金事業の内容

- 1 事業実施主体  
県、市町
- 2 事業実施期間  
平成18年度～24年度（精算は25年12月31日まで）
- 3 事業内容

	事業メニュー（24年度分）	補助率等
事業者に対する運営の安定化等を図る措置	新体系定着支援事業 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 地域移行支度経費支援事業	国 1/2 県 1/4(1/2) 市町 1/4(0/0)
新法への移行等のための円滑な実施を図る措置	小規模作業所緊急支援事業 障害者自立支援基盤整備事業 障害者地域移行体制強化事業 一般就労移行等促進事業 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 相談支援体制充実・強化事業 移行定着支援事業 その他法施行に伴い緊急に必要な事業	国 10/10
福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置	福祉・介護人材参入促進事業 潜在的有資格者等再就業促進事業 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 福祉・介護人材キャリアパス支援事業 福祉・介護人材確保対策連携強化事業	国 10/10

（注）東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置は、東日本大震災被災地限定のメニューのため、掲載省略。